

(別添)

委託業務仕様書

- 1 業務名 県営住宅貯水槽清掃業務委託（2工区）（以下「本業務」という。）
- 2 履行場所 米子市彦名町ほか
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで
- 4 業務内容 水道法（昭和32年法律第177号）等関係法令に基づき、県営住宅の受水槽及び高架水槽の清掃を行う。
- 5 対象設備 県営住宅貯水槽一覧表（2工区）による。
- 6 一般共通事項
 - (1) 諸法規の遵守
水道法及び本業務に適用されるその他の関連法令を遵守すること。
 - (2) 共通仕様書
本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）によること。
 - (3) 業務責任者
受注者は、本業務実施前に、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者を業務責任者として選任し、その氏名を業務責任者選任通知書（様式第1号）により発注者に通知すること。また、業務責任者を変更したときは、直ちに発注者に通知すること。
 - (4) 工程表、作業計画書
受注者は、本業務実施前に、工程表及び作業計画書を2部提出し、発注者の承諾を得た後で本業務を実施すること。
 - (5) 業務委託料の支払
 - ア 受注者は、本業務を完了した場合、5日以内に業務完了通知書（様式第2号）及び7（8）の作業報告書を発注者に提出すること。
 - イ 発注者は、アの業務完了通知書及び作業報告書を受理した場合、その日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
 - ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知する。
 - エ 受注者は、ウの通知を受理した後、本業務名を記載した請求書を発注者に提出すること。
 - オ 発注者は、エの規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に、請求に係る業務委託料を支払う。ただし、発注者が業務委託料を支払わないことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。
 - (6) 一括委任又は一括下請負の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(7) 損害賠償

本業務の遂行に伴って発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）に係る経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(8) 秘密の保持

受注者及び従事者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(9) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者と発注者とが協議して定める。

7 業務特記仕様

(1) 一般事項

- ア 入居者に対し、あらかじめ清掃日を周知する。具体的な方法は、各棟の管理人と協議を行い、決定する。
- イ 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃と同一の日に、受水槽の清掃を行った後に行う。
- ウ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- エ 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- オ 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のもとする。また、作業に当たっては、作業が衛生的に行われるよう配慮する。
- カ 作業終了後は、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないよう配慮する。

(2) 清掃作業

- ア 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。また、壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- イ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃（軽易な除草等を含む。）を行う。

(3) 消毒

- ア 塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
- イ 消毒剤は、有効塩素 50～100 mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ウ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- エ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排出する。
- オ 消毒終了後は、水槽内に人の立入を禁止する措置を講じる。

(4) 水張り

- ① 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

(5) 汚泥等の処理

- ① 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等の規定に基づき、適切に処理する。

(6) 水質検査及び残留塩素の測定

水槽の水張り後、給水栓及び水槽における水について、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法で、下記項目について水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物
- ・pH 値
- ・味
- ・臭気
- ・色度
- ・濁度

(7) その他点検事項

その他以下の部分について点検を行うこと。

ア 基礎

- ・亀裂、沈下等の以上の有無
- ・架台の発錆、腐食等の劣化の有無

イ 本体

- ・漏水及び外面の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無
- ・内面の腐食、損傷等の劣化の有無
- ・マンホールの密閉状態及び施錠の良否

ウ 付属装置

(ア) ボールタップ及び定水位弁

- ・浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否（10 回程度作動させ、なじませること。）
- ・水の供給を停止したとき、漏水及び衝撃のないことの確認。

(イ) 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）

- ・汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無の点検
- ・フロートスイッチ、レベルスイッチ及び電極棒の作動の良否の点検

(ウ) その他付属配管

- ・変形、腐食、損傷等の劣化の有無
- ・防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無

(8) 作業報告書

受注者は、本業務の完了後、成果物として以下の書類を1部、発注者に提出すること。

- ・貯水槽清掃報告書（A4版）
- ・貯水槽ごとの水質試験（受水槽及び末端水栓の各1箇所）結果報告書
- ・貯水槽ごとの作業状況（清掃中、清掃後及び点検中、点検後）の写真

(9) その他

- ア 業務の実施に必要な電気、水道等の使用にかかる費用、必要な資機材及び材料、消耗品等は、受注者の負担とする。
- イ 点検の結果、施設に著しい損傷等が発見された場合、直ちに発注者に報告すること。ただし、軽微な損傷等については、補修を行うこと。
- ウ 水道料金について、NPO法人パーソンズサポートが水道料金の徴収を行うため、NPO法人パーソンズサポートに水道を使用することを事前に連絡すること。

様式第1号

業務責任者選任通知書

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子 様

次のとおり業務責任者を選任しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名	県営住宅貯水槽清掃業務委託（2工区）
履 行 場 所	米子市彦名町ほか
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで
業 務 責 任 者	

様式第2号

業務完了通知書

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子 様

次の業務が完了しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名	県営住宅貯水槽清掃業務委託（2工区）
履 行 場 所	米子市彦名町ほか
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで
委 託 料	金 円
業務完了年月日	令和 年 月 日